

最高裁 - 在ブラジル裁判「時効判決」 全面勝訴 (2007年2月6日)



2月6日最高裁前で勝利を喜ぶ支援諸団体 (写真右は郭貴勲さん)

在韓ビタヤ

第47号
2007.4.12

(もくじ)

◆ 最高裁判決文 (二〇〇七年二月六日)	2
◆ 在ブラジル被爆者が拓いた地平―最高裁「時効無効」の判決	中島竜美……………6
◆ イラクからの手紙 訳 高遠菜穂子・細井明美	……………8
◆ 三菱重工工業への面談	石川逸子……………9
◆ 国会 柳沢厚労相発言について 山本孝史氏の質問より (参議院・民主党)	……………10
◆ 詩 『ユンさん語る』	立川 晃……………12
◆ 在ブラジル被爆者・森田隆さんらとお会いして	竹峰誠一郎……………14
◆ 米下院「従軍慰安婦」決議案」と日本政府の対応	笹本征男……………15
◆ 本を紹介『引き下がれながら私たちは書いた 「在韓被爆者の手記」』	……………16

市民会議ホームページご覧下さい。
<http://www.asahi-net.or.jp/~hn3t-oikw>
 E-mail:jcpd@peace.email.ne.jp

在韓被爆者問題市民会議
 〒158-0093 東京都世田谷区上野毛4-33-20
 中島竜美方
 郵便振替 00130-21355828
 電話 03(3701)5916

最高裁判決は最高裁 HP へアクセスすると判決文が pdf で掲載されており、ダウンロードできます。

事件番号 平成 18(行ヒ)136

事件名 在ブラジル被爆者健康管理手当等請求事件

裁判年月日 平成 19 年 02 月 06 日

法廷名 最高裁判所第三小法廷

裁判種別 判決

結果 棄却

原審裁判所名 広島高等裁判所

原審事件番号 平成 16(行コ)12

原審裁判年月日 平成 18 年 02 月 08 日

裁判要旨 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づき健康管理手当の支給認定を受けた被爆者が、出国に伴い支給を打ち切られた健康管理手当の支払を求める訴訟において、被告が地方自治法 236 条所定の消滅時効を主張することが信義則に反し許されないとされた事例

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人大竹たかしほかの上告受理申立て理由について

1 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人らは、いずれも、広島市に投下された原子爆弾に被爆した者であり、昭和 30 年ころから同 40 年にかけてブラジル連邦共和国(以下「ブラジル」という。)に移住した。

(2) 昭和 32 年に原子爆弾被爆者の医療等に関する法律が、同 43 年に原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(以下「原爆特別措置法」という。)がそれぞれ制定され、平成 6 年にこれらの法律を統合する形で原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(以下「被爆者援護法」といい、原爆特別措置法と併せて「被爆者援護法等」という。)が制定された。健康管理手当は、原爆特別措置法 5 条又は被爆者援護法 27 条に基づき、造血機能障害、肝臓機能障害、循環器機能障害等の疾病(原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)にかかっている被爆者に支給される手当である。その支給に係る事務は、都道府県知事が国の機関として主務大臣(厚生大臣)の指揮監督の下に処理すべき事務とされていたが(地方自治法(平成 11 年法律第 87 号による改正前のもの)148 条 2 項、150 条、別表第 3 第 1 項(10 の 2)、地方自治法(平成 6 年法律第 117 号による改正前のもの)別表第 3 第 1 項(10 の 3)、国家行政組織法(平成 11 年法律第 87 号による改正前のもの)15 条 2 項)、その後、平成 11 年法律第 87 号による地方自治法の

(3) 2007 年 1 月 12 日

改正に伴い、第 1 号法定受託事務に改められた（同法 2 条 9 項 1 号、10 項、別表第 1）。

(3) 厚生省公衆衛生局長は、昭和 49 年 7 月 22 日付けで、各都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長あての「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」と題する通達（昭和 49 年衛発第 402 号。以下「402 号通達」という。）を発出し、原爆特別措置法に基づく健康管理手当の受給権は、当該被爆者が我が国の領域を越えて居住地を移した場合、失権の取扱いとなるものと定めた。被爆者援護法が制定された後も、厚生事務次官が平成 7 年 5 月 15 日付けで各都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長あてに発出した「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行について」と題する通知（平成 7 年発健医第 158 号）に基づき、402 号通達による上記の取扱いが継続されてきた。しかし、被爆者援護法等には、健康管理手当の受給権を取得した被爆者が国外に居住地を移した場合に同受給権を失う旨の規定は存在せず、402 号通達の上記定め及びこれに基づく行政実務は、被爆者援護法等の解釈を誤る違法なものであった。

(4) 被上人らは、いずれも、平成 3 年から同 7 年にかけて、ブラジルから一時帰国し、被爆者援護法等に基づき、広島県知事から循環器機能障害等の疾病の認定を受け、被上人 X₁ 及び同 X₂ については平成 7 年 6 月から同 12 年 5 月までの 12 までの間、同 X₃ については同 6 年 6 月から同 11 年 5 月までの間をそれぞれ支給期間とする健康管理手当を支給する旨の健康管理手当証書の交付を受けた（以下、これらの健康管理手当を併せて「本件健康管理手当」という。）。

(5) 広島県知事は、被上人らがその後間もなくブラジルに出国したことから、402 号通達を根拠として、被上人 X₁ については平成 7 年 7 月分以降、同 X₂ については同年 8 月分以降、同 X₃ については同 6 年 7 月分以降の本件健康管理手当の支給をそれぞれ打ち切った。

(6) その後、被上人らは、平成 14 年 7 月から 12 月にかけて、本件健康管理手当の支払を求めて本件訴えを提起した。同 15 年 3 月 1 日、402 号通達は廃止され、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則にも、被爆者健康手帳の交付を受けた者であって国内に居住地及び現在地を有しないものも健康管理手当の支給を受けることができることを前提とする規定が設けられるに至った。上告人は、これらの改正に伴い、被上人らに健康管理手当を支給したが、本件健康管理手当のうち、本件各提訴時点で既に各支給月の末日から 5 年を経過していた分については、地方自治法 236 条所定の時効により受給権が消滅したとして、その支給をしなかった。

2 本件は、被上人らが上告人に対し、原爆特別措置法 5 条又は被爆者援護法 27 条に基づき、未支給の本件健康管理手当及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

3(1) 被爆者援護法等に基づく健康管理手当は、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、原子爆弾の放射能の影響による造血機能障害等の障害に苦しみ続け、不安の中で生活している被爆者に対し、毎月定額の手当を支給することにより、その健康及び福祉に寄与することを目

的とするものである（原爆特別措置法5条、被爆者援護法前文、27条参照）。前記事実関係等によれば、被上告人らは、その申請により本件健康管理手当の受給権を具体的な権利として取得したところ、上告人は、被上告人らがブラジルに出国したとの一事により、同受給権につき402号通達に基づく失権の取扱いをしたものであり、しかも、このような通達や取扱いには何ら法令上の根拠はなかったというのである。通達は、行政上の取扱いの統一性を確保するために、上級行政機関が下級行政機関に対して発する法解釈の基準であって、国民に対し直接の法的効力を有するものではないとはいえ、通達に定められた事項は法令上相応の根拠を有するものであるとの推測を国民に与えるものであるから、前記のような402号通達の明確な定めに基づき健康管理手当の受給権について失権の取扱いをされた者に、なおその行使を期待することは極めて困難であったといわざるを得ない。他方、国が具体的な権利として発生したこのような重要な権利について失権の取扱いをする通達を発出する以上、相当程度慎重な検討ないし配慮がされてしかるべきものである。しかも、402号通達の上記失権取扱いに関する定めは、我が国を出国した被爆者に対し、その出国時点から適用されるものであり、失権取扱い後の権利行使が通常困難となる者を対象とするものであったといえることができる。

以上のような事情の下においては、上告人が消滅時効を主張して未支給の本件健康管理手当の支給義務を免れようとすることは、違法な通達を定めて受給権者の権利行使を困難にしていた国から事務の委任を受け、又は事務を受託し、自らも上記通達に従い違法な事務処理をしていた普通地方公共団体ないしその機関自身が、受給権者によるその権利の不行使を理由として支払義務を免れようとするに等しいものといわざるを得ない。そうすると、上告人の消滅時効の主張は、402号通達が発出されているにもかかわらず、当該被爆者については同通達に基づく失権の取扱いに対し訴訟を提起するなどして自己の権利を行使することが合理的に期待できる事情があったなどの特段の事情のない限り、信義則に反し許されないものと解するのが相当である。本件において上記特段の事情を認めることはできないから、上告人は、消滅時効を主張して未支給の本件健康管理手当の支給義務を免れることはできないものと解される。

(2) 論旨は、地方自治法236条2項所定の普通地方公共団体に対する権利で金銭の給付を目的とするものは、同項後段の規定により、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要することなく、時効期間の満了により当然に消滅するから、その消滅時効の主張が信義則に反し許されないと解する余地はないというものである。

ところで、同規定が上記権利の時効消滅につき当該普通地方公共団体による援用を要しないこととしたのは、上記権利については、その性質上、法令に従い適正かつ画一的にこれを処理することが、当該普通地方公共団体の事務処理上の便宜及び住民の平等的取扱いの理念（同法10条2項参照）に資することから、時効援用の制度（民法145条）を適用する必要がないと判断されたことによるものと解される。このような趣旨にかんがみると、普通地方公共団体に対する債権に関する消滅時効の主張が信義則に反し許されないとされる場合は、極めて限定されるものというべきである。

しかしながら、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならないものと

(5) 2007 年 1 月 12 日

されている（地方自治法 2 条 1 6 項）。この法令遵守義務は、地方公共団体の事務処理に当たっ
ての最も基本的な原則ないし指針であり、普通地方公共団体の債務についても、その履行は、
信義に従い、誠実に行う必要があることはいうまでもない。そうすると、本件のように、普通
地方公共団体が、上記のような基本的な義務に反して、既に具体的な権利として発生している
国民の重要な権利に関し、法令に違反してその行使を積極的に妨げるような一方的かつ統一的
な取扱いをし、その行使を著しく困難にさせた結果、これを消滅時効にかからせたという極めて
例外的な場合においては、上記のような便宜を与える基礎を欠くといわざるを得ず、また、
当該普通地方公共団体による時効の主張を許さないこととしても、国民の平等的取扱いの理念
に反するとは解されず、かつ、その事務処理に格別の支障を与えるとも考え難い。したがって、
本件において、上告人が上記規定を根拠に消滅時効を主張することは許されないものというべ
きである。論旨の引用する判例（最高裁昭和 5 9 年（オ）第 1 4 7 7 号平成元年 1 2 月 2 1 日
第一小法廷判決・民集 4 3 巻 1 2 号 2 2 0 9 頁）は、事案を異にし本件に適切でない。

4 原審の判断は、これと同旨をいうものとして是認することができる。論旨は採用する
ことができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官藤田宙靖の補足
意見がある。

裁判官藤田宙靖の補足意見は、次のとおりである。

私は、法廷意見に賛成するものであるが、地方自治法 2 3 6 条 2 項の規定にもかかわらず、
本件において消滅時効の成立を認めない理論的根拠について、若干の補足をしておくこととし
たい。

信義誠実の原則は、法の一般原理であって、行政法規の解釈に当たってもその適用が必ずし
も排除されるものではないことは、今日広く承認されているところである。地方自治法 2 3 6
条 2 項の解釈・適用に当たってもこのことは変わらないのであって、住民が権利行使を長期間
行わなかったことの主たる原因が、行政主体が権利行使を妨げるような違法な行動を積極的に
執っていたことに見出される場合にまで、消滅時効を理由に相手方の請求権を争うことを認め
るような結果は、そもそも同条の想定しないところと考えるべきである。その意味において、
本件のようなケースにおいては、同条 2 項ただし書にいう「法律に特別の定めがある場合」に
準ずる事情があるものとして、なお時効援用の必要及びその信義則違反の有無につき論じる余
地が認められるものというべきである。

（裁判長裁判官 藤田宙靖 裁判官 上田豊三 裁判官 堀籠幸男 裁判官 那須弘平）

在ブラジル被爆者が拓いた地平Ⅱ最高裁「時効無効」の判決

中島 竜美

はじめに

「被爆者はどこにいても被爆者」―現行法の海外適用―をめぐる争われてきた裁判は、郭貴勲大阪高裁での勝訴確定(02・12)李康寧福岡高裁勝訴に続いて、このほど在ブラジル被爆者裁判で最高裁判決が下り、四〇二号局長通達の「時効無効」の勝訴判決を勝ち取った(07・2・6)。

これまでも四〇二号通達の廃止(03・3)によつて、居住国で「手当」は継続支給されていたものの、地方自治法の時効を理由にその期間を五年以上逆のぼることはなかった。しかし、今度の判決では「行政がこの問題で時効を主張することは信義則に反する」として上告を棄却した。

こうして三十年にわたって「日本の領域を越えると失権する」と在外被爆者の権利を奪ってきた通達が全面的に取り除かれたため、未払いの「手当」の他その後死没された方の「葬祭料」問題も新たに浮上してきている。

在外被爆者共同行動の成果とその波紋

被爆五十周年を機にこれまで分断されていた韓国・米国・ブラジルの被爆者団体がようやく結びつきを深め、日本政府に対して共同で交渉行動を行うようになってから在外被爆者問題は急速に進展してきた。

しかし、それまで固く閉ざしていた行政の扉をこじ開けることは容易なことではない。裁判で敗けた部分だけを改め、後は先のばしにする「後追い行政」が事実上続いていたのである。

その間にも、倉本寛司米国原爆被爆者協会名誉会長、李康寧さん、そして在ブラジル被爆者協会の副会長でこんどの最高裁判決の原告の一人だった向井昭治さんが、それぞれ長い間の苦労の末、志なかばで亡くなった。すでに遺された時間は僅かである。

今年もブラジルの森田隆会長と盆子原国彦理事長が先月末から来日、国会・厚生省交渉をはじめ、広島・長崎の地方自治体、支援団体等への働きかけを行っている。これまで四〇二号通達の「時効」問題では下級審で相反する判決が

下されていただけに、最高裁が地方自治体に対して厳しい姿勢を示したことは今後の在外被爆者行政に大きな影響を与えることになるかと期待している。

ところが柳沢厚労相は参議院厚生労働委員会(07・2・15)で「適法との考え方で行った決定が、法的に争われて敗訴した」等の答弁を行っており、これに対し、支援五団体では抗議文を送る一方、裁判を行ってきた在ブラジル・在アメリカ被爆者を支援する会(代表世話人・田村和之)では、秋葉忠利・広島市長宛に次のような文書を提出した。(07・2・21)

要 請

去る二月六日、最高裁は在ブラジル被爆者裁判について、広島県と厚生労働省による在外被爆者行政について、次のように指摘した。

●四〇二号通達の「定めとこれに基づく行政実務は、被爆者援護法等の解釈を誤る違法なものであった。」

●広島県は法令遵守義務という地方自治体の「基本的な義務に反して、…国民の重要な権利に関し、法令に違反してその行使を積極的に妨げるような一方的かつ統一的な取扱いをし、その行使を著しく困難にさせた。」

このような最高裁の判決について、「読売新



勝利集会で報告する藤井弁護士

聞」社説(07・2・7)は「これまでのどの判決よりも、国や自治体の責任を厳しく問うものである」と指摘し、また、「朝日新聞」社説(07・2・10)は「ヒロシマの悲劇を世界に訴える地元自治体とは思えない冷たさだ」と広島県を酷評する。最高裁は、広島県は地方自治体として絶対に行ってはならないことを行つたと諫めている。そのようなことが広島県によって行われたことに多くの人々が驚き、憤慨している。

このたびの裁判はたまたま広島県が被告となった事件であったが、最高裁の同県及び厚生労働省に対する指弾は、そのまま広島市行政についても当てはまる。

そこで、次の点について、貴職の考えを聞か

せていただきたい。

1 広島市も広島県と同じような最高裁の指弾やマスコミの指摘をどのように受けとめているか。

2 広島市も広島県と同じように、違法行政、在外被爆者の権利行使の妨害を行ってきた。このことについて、広島市は在外被爆者やその関係者に謝罪すべきである。

3 ヒロシマの地元自治体である広島県・広島市が、被爆者に対して権利行使の妨害を行ってきたことを深刻にとらえ、再発を防止するための方策を明らかにすべきである。

なお、厚生省・厚生労働省の指示に従うほかにないという広島県(広島市)の態度をこのたび最高裁は厳しく指弾していることを付け加えておく。

以上の三点について、速やかな回答を求める。

結びにかえて

戦後六十年を過ぎた今日なお、「戦後補償裁判」を七十以上も抱える日本で、在外被爆者の裁判は孫振斗「手帳」裁判から数えて最近の在ブラジル被爆者裁判の最高裁判決まで、二十六の公判をたたかってきたことになる。こうした裁判が続いていること自体、この国がいかに「戦争の後始末」をしてこなかったかよく分かる。

あらためて在外被爆者問題の歴史を振り返ると、実は今は国内問題だが孫振斗裁判以前の沖縄在住被爆者の「治療費請求」裁判(65・9)までさかのぼる。当時米軍占領下で日本から切り離されていた沖縄には三百人からの被爆者が在住しており、原爆医療法(57・3施行)が適用されていなかったため、その間かかった治療費を日本政府に要求して東京地裁に提訴したのである。(65・9)

その後、筆者は孫振斗裁判にかかわるようになって、沖縄在住被爆者裁判での国側の言分が、そのまま引き継がれていることを知った。その言分というのは二つあって、①原爆医療法は軍人軍属援護法のような「属人主義」ではなく、「属地主義」の社会保障法であって、日本の領域でない沖縄では適用されない。②その上、同法で全額国庫負担されるのは国から「原爆症」患者と認定された者に限られるから医療費がすべて無料ではないというものだった。

戦後移民した在ブラジル被爆者のケースをだぶらせると、歴史がひとまわりしたように思われてならない。

この裁判はその後日・米・琉球民政府間の話し合いで、結審することなく復帰前にとり下げになるが、争点となっていた医療費問題は一人一律二十万円の「見舞金」で決着したと聞いて

いる。この問題も三菱広島・元微用工被爆者裁判の高裁判決で、国家賠償が認められていることを考えると、四〇二号通達によって排除されてきたその後の在外被爆者問題と明らかに符合するのである。

公衆衛生行政として戦後十二年たって実施された原爆医療法以来、被爆者の「認定」と疾病(当初は原爆症のみ)の「認定」と二段階の認定が

自己申告制で行われてきたところに、被爆者法の特徴がある。現在の被爆者援護法(95・7施行)もこの「認定」制度は基本的に変っていない。しかし、今となっては国外には重病で日本に行けず、「手帳」を持っていないため被爆者と認められない人が残されていること一つとっても、国の政治姿勢を抜本的に変える時期にきていると思うのである。

イラクからの手紙

―失われた僕の町

ラマディー

カーシム・トゥルキ

訳・高遠菜穂子 細井明美

イラク特措法を二年間延長するという法案が、阿部内閣によって閣議決定し、今国会成立をめざしている。

米軍主導の多国籍軍の人員・物資の輸送を航空自衛隊がおこなうというのだから、まさにイラク侵略戦争の一翼を自衛隊がになうことになる。

そのイラクは、今、どうなっているのか。その答えがこ



の小さな本のなかにある。

一九七六年生まれで、アンバール大学機械工学部卒業のカーシムは、高遠菜穂子さんとの出会いのなかで、敵(米軍)を倒そうとするより人々を助けるために生きようと考え、「イラク青年再建グループ」を主宰し、現在は日本人との共同プロジェクト「ファルージャ再建プロジェクト」で現場を指揮している。

本書には、〇五年一月から〇六年九月までの彼の日記がつづられ、米軍占領下のラマディーの状況がなまなく読むものにせまってくる。

〇五年一月、周辺の道路が封鎖され、やがて

すべての道路が封鎖され、ラマディ市民は買物にも行けなくなってしまう。電気も水道もない、電話も通じなくなった暮らし……

カーシムはつぶやく。「僕たちは馴染みのある自分たちの町に住んでいるのだろうか? それとも、米軍の監獄の中に入れられているのだろうか?」

道路に駐車していた車という車は、米軍戦車によってつぎつぎつぶされていく。そこに人が乗っていてさへ。

カーシムの親友は、通りで負傷している女性を助け、病院に運ぼうと車に乗せ、その旨を英語で、米兵に告げたが、米兵はかまわず発砲、親友は死んだ。

やがてカーシムも、深夜、メキシコの友人とチャットをしているとき、ドアを壊してあらわれた海兵隊員らによって逮捕される。彼らは、イラクでは英語教育があたりまえだったことを信ぜず、カーシムがブログをやっていることでテロリストだときめつけたのだ。

(石川逸子)

(同書は500円、申込は、

Tel・fax 048-726-0537 細井明美まで)

三菱重工株式会社への面談

石川逸子

○七年一月二十九日、四団体（名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会、三菱広島・元徴用工被爆者の裁判を支援する会、韓国三菱被爆徴用工損害賠償訴訟を支援する会、強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク）が、三菱重工工業株式会社社長へ、署名提出と訴訟の「早期解決」を求める面談の申し入れをおこなった。

このために広島からはるばる豊永恵三郎氏が、来京され、市民会議からは五名（笹本・渡辺・銀林・河井・石川）が、参加した。本社のある品川駅東口は、すっかり面代わりしていて、東京に住む私たちも、異次元の世界にはいりこんだようにウロウロする。

「名古屋三菱訴訟支援する会」からは、このたびの共同代表の高橋信さんはじめ名古屋から七名来られ、「早期解決」をもとめる三万筆の署名を持参されていた。（本年五月三十一日名古屋高裁判決の予定）

原告八名のうち、すでに一名死亡、他の原告らも、七十歳代後半（一名は八十二歳）をむかえ、車いすであったり、入退院をくりかえしている

という。

「三菱広島訴訟」も、（最高裁で係争中）十一年あまりの歳月のなかで、原告四十六名の半数近い二十数名が亡くなられてしまった、広島のみ三菱は門前払いで面談すらしない、と豊永さんとにかく著しくおそろえが目立ってきた原告らの健康状態を考えると、被告の三菱は、このさい、一刻も早く、「早期解決」をおこなってほしい、との申し入れである。

会社がわは、外の集会をやめなければ会わない、三十分だけだ、代表は三名などと注文、結局代表五名で、面談と決まり、他は外で代表を待つ。

三菱がわは、国内総務担当の二名が応対、終始、聞いておきます、との不誠実な態度だったとのこと。

署名三万筆のなかには、少女のとき名古屋の三菱に連行された原告らの生地、済州島知事およびかけに应运えて、済州島民二万筆の署名があり、韓国挺身隊協議会のネットでの取り組みなどによる韓国人の署名も、数多くはいっている。そのことを言い、「早期解決」をもとめても、

「適切に社内処理します」の一点ばり。

「適切ということは、社長に必ずとどけるということですね」と言っても、鸚鵡返しのように、「適切に社内処理します」との言葉が返ってきた。

「申し入れの結果を必ず報告してください」との要求にも、「その旨お聞きしておきます」との返事だった、と。

「国際化の時代に、あんな応対では、三菱は早晚つぶれるでしょう」と高橋代表。



三菱重工本社前にて

「四〇二号通達は、善かれ、これこそ適法だと考えて決定したものだ」
(柳沢厚労相発言)

これは参議院 厚生労働委員会 平成十九年二月十五日(木曜日)の山本議員の発言より抜粋したものである。

○山本孝史君

もう一つの問題、被爆者援護の問題。 在外被爆者への健康管理手当支給打切り訴訟で、私は国は敗訴したと思っております。最高裁まで行きました。在外被爆者の皆さんは、多くの訴訟を通じて四〇二号通達は違法なんだと、こうおっしゃってきただ。私も同じ立場でそう訴えてまいりました。厚生官僚が法律を、被爆者援護法を勝手に自分なり流に解釈をして、それで違法な通達を出して、結局のところ病弱で高齢な被爆者の皆さん方にそのしわ寄せを押し付けているということについて、私は明らかに間違っていると思っています。

結果として、長い間違法行政を行ってしまったということについて厚生労働省としては総括をしなければいけないと思っていますが、大臣の見解をお尋ねします。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今回の最高裁判決におきましては、これまでの取扱いが適切でなかったと指摘されたことを重く受け止めておりまして、在外被爆者の方々のお気持ちを十分踏ま

えて、手当の支給のための措置を速やかにとることといたしたいと考えております。

○山本孝史君 手当の支給は当たり前の話です、負けたんだから。そんなことを言っているんじゃない。違法な通達を出してしまっただという、結果として、四〇二号通達は違法だと我々は言ってきたけれども、そうではないと言って最高裁まで争って、で負けてという、やっぱり何でそうなってしまったのかということについて厚生労働省として総括する必要性はないんですかと聞いているわけです。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは厚生労働省といたしましては、諸手当の支給決定をするに当たって関係の法律に定められたところで自分たちとしては善かれと、これこそ適法だという考え方でそういう決定をしたということでございまして、今回それが法的に争われて敗訴したと、こういうことが今回の事案であったと、このように認識しています。

○山本孝史君 だから、自分たちで勝手にやってきたことが負けたんでしょう。

それをあなたたちは自分たち勝手にやってきたんですよと言われたことについて、大臣はどう思うんですかと聞いているわけです。理解しません、僕の質問。大臣、今言われたじゃない、自分たち勝手にやってきたんでしょう。

○国務大臣（柳澤伯夫君） いや、これは行政庁としてはその準拠すべき法令に照らして、それはかくあるべしという、そういう判断をするわけでありまして、それが後日国民から争われて裁判所が一定の判断を下すということは、通常の三権分立の手続としてこれはそういうこともあるという前提で事が進んでいる、行政は運営されていることだと私は認識しています。

○山本孝史君 じゃ、次の質問に先へ行きますけれども、被爆者健康手帳の申請のためには、今もやっぱり病弱であっても高齢であっても日本に来なきゃいけないという仕組みになっていますよね。これを、法律を改正しなきゃ駄目なんですけれども、この法律改正の意思はありますか、ありませんか。意思があるかないかと聞いているんです。

○政府参考人（外口崇君） 被爆者健康手帳につきましては……

○山本孝史君 イエス、ノーで答えてください。あるかないのか。

○政府参考人（外口崇君） 厚生労働省としては、現在、在外被爆者の高齢化に配慮して、被爆者健康手帳の交付を受けるために渡日する方々の旅費を支給する事業などを行っているところであり、今後とも現行法の枠組みに従い、またこうした渡日支援の事業を円滑に行っていくこととしたいと考えております。

○山本孝史君 法律改正の意思はない、今も高齢であってもお金

を出すから日本へ来いと、こういうことですよね。それはやっぱり私はあんまり冷たいと思うんですよ。私は今日言いたいのは、原爆症の認定でも今まだ訴訟続きますよね。

ずっとこう、とにかくその三権分立だとおっしゃったけれども、裁判に訴えて最高裁まで行って、それで結果を求めていって、それでようやく行政が変わる。

それはやっぱり行政のトップにいる大臣が政治家としてそんなことを続けていていいのかと。

私は、当事者と国が最高裁まで争うというのは、結局政治がないということですよ。それは、当事者同士の争いに任せてしまっているから。いや、そうじゃなくなつて、やっぱり本来やるべきことは何なんだと考えたときに、そんなに来日してまでということなのかと。あるいは、さっきの中国残留孤児の問題もそうですけれども、もう支援策だけなのかと。今ちょうど朝日の夕刊で井出孫六さんが書いておられますけれども、中国から引き揚げてこられた皆さん方のあのときの状況というものに心すれば、もっと私は違う答弁になるだろうと思っています。

いずれにしても、できるだけ早くこの問題も片付けなきゃいけないと思っていますし、大臣として、やっぱり政治家としてリーダーシップを発揮しないと、ここは何をやっても物事は片付かない、私はそう思います。

（山本孝史氏は、民主党参院議員）

ユンさん語る

立川 晃

私は今年八十歳いまの韓国江原道の出身です
子どものころ父が日本に行けば儲かると口説かれ
一家あげて日本に來たけれど父はすぐ死んでしまったので
私は十歳ぐらいからあちこちで働き
十七歳から終戦までの三年間徴用で
軍用飛行場建設現場で働かされました
工事の大部分を朝鮮人がやらされたのです
千坪ほどの広場に百坪ほどのバラック五個が宿舎で
三百人ほどがアンペラの上でざこ寝ですよ
ダニ・シラミ・南京虫にたかられてね
作業ははつびを着た日本人の若い衆十何人かに監視されて
トロッコに土を盛り上げて
レールの上をエッササオッササと押して
五百メートルほど行った先でトロッコごとひっくり返し
スコップで土をならす単純作業です
雨が降ろうが雪になろうがお構いなしの毎日
土が赤いので口や鼻や身体中が真っ赤でした
食事は三度とも少しの豆粕にカラス麦を混ぜただけ
朝から寝るまで腹がすき通しでしたよ

そして若い衆が木刀で殴るのです
若い労務者には殴らない
若くて力がある者はうんと働かせる必要があるから殴らない
年寄りだけを殴るんですよ
若い小僧っ子が「この怠け者」とわめきながら殴る
飯場どうし競争で暴力振ってこきつかうのです
木刀でさんざん殴られた年寄りが
「殺せころせ」とうめきながら ヒュウ
地べたを這いまわっていました ヒュウ
朝鮮人は年寄りを敬う風習があるので
長老たちが苦しむのを見るのはつらかったです ヒュウ
下手にかばうものならこっちが半殺しにされるから
手が出せない

戦況が厳しくなると毎日米軍機の空襲でね
その度に真っ先に防空壕に飛びこむのは若い衆たち
われわれはその後をロッキードやグラマンを見ながら
ぞろぞろ入るのです ヒュウヒュウ
ごめんなさい聞き苦しいでしょう

歳をとったら塵肺がひどくなってすぐ息が切れる
赤い土をかぶって仕事したのが原因です

「大東亜戦争遂行のため

朝鮮人の一人やふたりどうなっても構わない」

それが日本政府の国策だった ヒュウ

人間を人間とも思わない

強制連行されてきた連中は殴られるたびに

「その内ぶつ殺すぞ」と朝鮮語で呟いていました

終戦になってみんな喜び勇んで故郷へ帰ったが

私一家は帰るところがないのでそのまま日本で

チョウセンチョウセンと馬鹿にされながら働いたから ヒュウ

それだけ日本の復興と繁栄に尽くしてきた訳ですよ

ところで一般市民の拉致は誰がどんな理由でやろうと

絶対に許せない犯罪です ヒュウ

真相と責任を厳しく追及すべきです

だけどそれなら戦時中強制連行されたり強制労働させられた
われわれ韓国・朝鮮人はどうなるのですかね

強制連行されたのは百万人とも二百万人とも言われるけれど
若い夫婦が農作業中のところに役人がいきなりやってきて

徴用だと言って男だけをトラックに乗せて

玄海灘を貨物船に押し込んで運んだのです

これが拉致でなくてなんでしょうかね ヒュウ

一九六五年の日韓交渉で

日本政府は札束でひっぱたくようなやり方で独裁者朴正熙を脅か
し

有償・無償あわせて五億ドルの僅かな補償で妥結させた
個人が受けた損害の補償も含むと云うのです

だから日本政府は国と国の交渉で全て決着済みと言って

個人に対する謝罪や補償は知らん顔です ヒュウ

何度裁判やっても「決着済み」の判決です

私みたいな障害者にも障害年金は雀の涙ですよ

そればかりか強制連行や強制労働の事実はなかったと

言い張る連中が出ています ヒュウ

この事実を削った歴史教科書も出ています

こんな歴史を歪める連中がいる限り

私は生き証人として真実を語り続けますよ

なんとしても一日でも長く生き延びてね ヒュウ

― 詩集『午後四時の虹』（西田書店・06・12刊）より―

在ブラジル被爆者・森田隆さんらとお会いして

竹峰誠一郎（早稲田大学・大学院生、グローバルヒバクシャ研究会）

原爆で生き残った人として、どう生きるのか……。ブラジルの地で問い続け、行動に移してきた一人の被爆者、森田隆さんらと出会った。在韓被爆者問題市民会議の方々が、有志で開いた、在ブラジルの被爆者を囲む会の席上だった。

森田隆さんは、21歳のとき広島で被爆し、32歳のとき家族と共にブラジルに渡った。「被爆者に対しての援助の無い時代の悲しい選択でした」と、移民当時のことを著書『ブラジル・南米被爆者の歩み』に記している。

日本在住の被爆者と同じ権利を求め日本に帰国、要請を繰り返してきた森田さんも、今年83歳だ。「これが最後の来日したいとも、森田さんは言っています」と、中島竜美さんはポツリと語る。しかし在ブラジル被爆者運動を語る森田さんの声は、実にハキハキと力強いものがあつた。

在ブラジル被爆者協会は、一九八四年森田さんの家で産声をあげた。「体がだるく仕事が

続かず、病院にいつても、それはあなたの横着病だと言われた」など、心の内に秘めてきたことを、被爆者同士で語り合い、涙したという。森田さん自身も、「妻が白血病で亡くなったのは、被爆者のあなたからうつったのだ」と、大切な日系人仲間から言われたこともあったという。

会をつくり、自費で日本にやってきたが、厚生省は「あなたは国を捨てたんじゃないか」との冷たい対応だったという。さらに、「被団協には絶対いっちゃいけない。あそこはアカだ。ああいうところとはつきあうな」と、広島県庁からは釘を刺されていたという。

それでも「被爆者同士、一緒に会うのがどうしてダメなのだ」と、在米・在韓そして日本被団協と、連携を広げ運動を展開していたのは、特筆すべきことだと思う。

裁判に訴えるときも、日本に対する想いは強く「やりたくなかった」という。「裁判だけは止めてくれ」との声が、会員からあがったという。それでも在ブラジル人被爆者の権利

獲得には、裁判しかない、提訴を決断するのであった。

そして迎えた今年2月6日、最高裁は、在外被爆者の要求を阻んできた、旧厚生省の「トシ号通達」は違憲だったと認め、在ブラジル被爆者側が勝訴したのだ。「会をやってきた一つの成果がでた。会を作ってやってきてよかった」と、森田さんは語る。同時に「落ちるところまで落ちて4人で辛抱して団結してやってきた」、奥さんや子どもたちへの感謝も忘れなかった。「現地で医療支援が受けられるよう、今後がんばります」と笑顔で語った。

移民としてブラジルの地で、被爆を背負い生き抜き、立ち上がってきたその一端を、森田さんからうかがうことができた。



2001年5月10日発行 頒価 1500円
A 5判188頁ご希望の方は市民会議まで。

米下院「従軍慰安婦」決議案と日本政府の対応

笹本征男（在韓被爆者問題市民会議運営委員）

二〇〇七年一月三十一日、アメリカ議会の与野党の議員グループ（民主党のカリフォルニア州選出マイク・ホンダ議員と数人の有力な共和党議員）が、下院に共同提案の決議案を提出した。決議案は「従軍慰安婦問題について①明確な形で歴史的責任を認める②日本の首相が公式に謝罪する③この問題はなかったとの主張に反論する――などを日本政府に求めて」（朝日新聞、二月二日付朝刊）いた。

この決議案の提出の後、二月十五日、下院外交委員会アジア太平洋・地球環境小委員会とは、元「従軍慰安婦」三人を招いて公聴会を開いた。ジャパン・タイムズ紙（二月十六日付）が準備証言書面に述べられた証言者の言葉を伝えている。

「キム・コン・ジャは、若い女性として過ごした三年間に日本兵によって、時には一日四〇回も強姦されたことを語った。

『戦争は終わったが、私は六十二年間の人生を心に傷を負って生きてこなければならなかった』とキムは証言した。『日本政府は、私たちがまる

で人間ではないかのように扱い続けている』

『政府は、私たちの体と純潔には本当の価値がある」と知らなければならぬ』とキムは語った。『政府は、私たちは決して忘れないということを知らなければならない』

「ジャン・ラフ・オーハンは、日本の売春宿で働かされた時、ジャワの入植者だった。彼女は、議会宛の準備証言書面の中で、性病を検査する医者からも、日夜強姦され、虐待された記憶が『私の全ての人生を通じて、私の心を苦しめている』と語った。『日本は自らの歴史にきちんと折り合いをつけ、（自らの）戦時中の残虐行為を認めなければならない』と語った。」

日本政府の対応

このようなアメリカ議会下院での動きに対して、駐米大使の加藤良三は、公聴会を開いた下院外交委員会アジア太平洋・地球環境小委員会委員長宛に、「日本政府はすでに謝罪している」

という反論の書簡を出した。さらに、二月十九日の日本の衆議院予算委員会において、麻生太郎外相は「決議案は、客観的な事実全く基づいていない。日本政府の対応を踏まえていないので、甚だ遺憾だ」と述べた（朝日新聞、二月十九日付夕刊）。

一九九三年八月の河野洋平官房長官の談話では、慰安婦に対する「強制性」については、「慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛みしいものであった」という表現であった。安部晋三首相は、二〇〇六年十月上旬、衆議院予算委員会において、「家に乗り込んで連れて行った」ことを『狭義の強制性』とし、『行きたくないが、そういう環境の中にあつた』ことを『広義の強制性』と説明。そのうえで『今に至っても、この狭義の強制性については事実を裏付けるものは出てきていなかった』と指摘し、河野談話を引き継ぐという考え方を強調した。（朝日新聞、二〇〇七年三月四日付朝刊）。

二〇〇七年三月一日、安部首相は、官邸で記者団に対して、「当初、定義されていた強制性を裏付けるものはなかった。その証拠はなかったのは事実ではないかと思う」（「強制性」の定義が（「狭義」から「広義」へ）変わったということ）を前提に考えなければならないと思う」と

語った（朝日新聞、三月四日付朝刊）。

三月五日、安部首相は参議院予算委員会での「従軍慰安婦」問題に関する答弁でも、「河野談話は基本的に継承している。狭義の意味で強制性を裏付ける証言はなかった。いわば官憲が家に押し入って連れて行くという強制性はなかったということだ。（略）米国で決議が話題になっているが、事実誤認があるというのが私どもの立場だ。決議があったからといって、我々が謝罪するということはない。決議案は客観的事実に基づいておらず、日本政府のこれまでの対応も踏まえていない。米議会内の一部議員の動きを受けて、引き続き我が国の立場の理解をえるための努力を行っている。下院は判断していない。まだ案でしかない。」（要旨、朝日新聞、三月五日付朝刊）と語った。

安部首相のいう「広義の強制性」「狭義の強制性」—— 詭弁そのものである。少なくとも、河野談話には「軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳と深く傷つけた」という言葉がある。安部首相は日本軍によって性奴隷とされた「多数の女性」たちの姿を直視すべきであり、詭弁を弄すべきではない。少なくとも「軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳と深く傷つけた」という言葉を何度も厳粛に使うべきである。

●本の紹介●

『引き裂かれながら私たちは書いた - 在韓被爆者の手記 -』 （豊永恵三郎）

（西田書店・1800 円 + 税）



在韓被爆者を中心とした手記が西田書店より 8 月に出版された。17 人の在韓被爆者、1 人の中国人被爆者の手記があり、在韓被爆者の渡日治療の支援をされている金信煥牧師の講演録が掲載されている。編者は丸屋さんと石川逸子さんである。

丸屋さんは広島共立病院名誉院長で、御庄博実というペンネームで詩人として知られている。韓国の陝川に何度も行かれ、在韓被爆者の支援をされている。

石川逸子さんは元東京の上平井中学校の教員で、広島への修学旅行に尽力された。詩人としても高名で、最近丸屋さんと一緒にイラク戦争の劣化ウラン弾被害者についての合同詩集『僕は小さな灰になって』を出版された。ご自身で『ヒロシマ・ナガサキを考える』という通信を 1982 年から発行されている。『在韓被爆者問題市民会議』のメンバーでもある。

『在韓被爆者問題市民会議』のメンバーでもある。

17 人の在韓被爆者の名前をここでは記さないが、「早く支援を！」で紹介された人が多く、もう亡くなった人の手記もある。ぜひ多くの方に読んでいただきたいと思う。※韓国の原爆被害者を救援する市民の会『早く援護を！』（129 号）より転載

▼本の注文先▼ 西田書店 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-34 山本ビル
TEL03-3261-4509 FAX03-3262-4643